

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（諮問第3001号）

<目 次>

1	諮問書	.....	1
2	申請概要	.....	2
3	審査結果	.....	25
4	参考資料	.....	27

別添

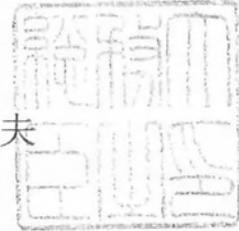
- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）



諮問第3001号  
平成20年9月30日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



### 諮 問 書

基礎的電気通信役務支援機関である社団法人電気通信事業者協会（会長 孫 正義）から、平成20年9月22日付けTCA支-044及びTCA支-045により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法について並びに同法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法についての認可申請があった。

これらについて審査した結果、電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）第24条各号及び第25条各号に適合していると認められるため、申請のとおり認可することとしたい。

上記について、法第169条第1号の規定により諮問する。

# I 申請概要

## 1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 社団法人電気通信事業者協会(会長 孫 正義)  
(以下「支援機関」という。)

## 2 申請年月日

平成 20 年 9 月 22 日 (月)

## 3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法(以下「法」という。)第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)に対する交付金の額及び交付方法の認可
- (2) 法第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするもの。

## Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

### 1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

#### (1) 加入電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用+標準偏差の2倍」の差額】

#### (2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

#### (3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

・ 加入電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

・ 第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

### 2 申請に関する項目

#### (1) 負担金

##### ① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

##### (i) 補てん対象額

・ NTT東西の加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報について、法令で定められた方法により算定された額。

##### (ii) 支援業務費

・ 支援機関が負担金の徴収、交付金の交付等のために要する費用。

イ 番号単価

・ 補てん対象額に支援業務費を加えた額を負担事業者の総稼働電気通信番号数で除して、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補てん対象額の割合で案分して得られた額。

ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法。

(2) 交付金

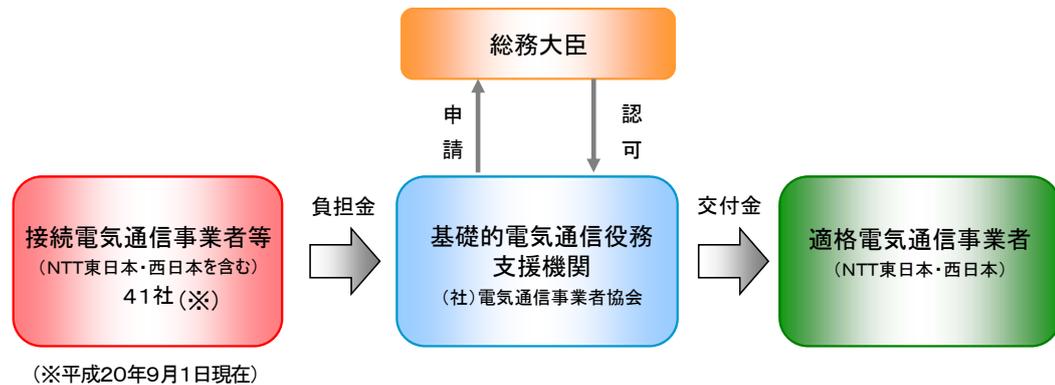
① 交付金の額

- ・ 補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法。

【参考】 本制度における資金の流れ



### Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

#### 1 負担金の額

##### (1) 補てん対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	8,611,198,197円	5,176,243,919円	13,787,442,116円
加入電話に係る緊急通報	42,432,787円	19,192,718円	61,625,505円
第一種公衆電話に係るもの	2,113,607,212円	2,077,115,992円	4,190,723,204円
合計	10,767,238,196円	7,272,552,629円	18,039,790,825円

##### (2) 支援業務費

###### ① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

###### ② 算定結果

区 分		金 額
(ア) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	23,763,000円
	(b) 物件費等	15,124,000円
	(c) 小計	38,887,000円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	21,000,000円
	(b) コールセンター委託費	20,424,000円
	(c) 小計	41,424,000円
(ウ) 当年度費用額 (= (ア) の(c) と (イ) の(c) の合計)		80,311,000円

区 分		金 額
(a) 当年度費用額		80,311,000円
(b) 前年度の次期繰越収支差額		15,214,652円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]		65,096,348円

(3) 番号単価

$$\begin{aligned} \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{(NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額)} \\ &\quad \text{+ 支援業務費)}}{\text{平成20年6月末の算定対象電気通信番号の総数}} \div 12 \text{月} \\ &= \frac{(18,039,790,825 \text{円} + 65,096,348 \text{円})}{186,152,510 \text{番号}} \div 12 \text{月} \\ &= 8.104863038\cdots \text{円} \\ &\Rightarrow \mathbf{8 \text{円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 8 \text{円} \times \frac{10,767,238,196 \text{円}}{18,039,790,825 \text{円}} \\ &= 4.774883833\cdots \text{円} \\ &\Rightarrow \mathbf{4.77488383 \text{円}} \text{ (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 8 \text{円} \times \frac{7,272,552,629 \text{円}}{18,039,790,825 \text{円}} \\ &= 3.225116167\cdots \text{円} \\ &\Rightarrow \mathbf{3.22511617 \text{円}} \text{ (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成20年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

#### (4) 負担事業者

接続電気通信事業者等（電気通信事業法第110条第1項各号に規定する電気通信事業者で前年度の電気通信事業収益が10億円超）のうち、総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名（42社、五十音順）			
1	アイテック阪急阪神（株）	22	（株）ジェイコムウエスト
2	アットネットホーム（株）	23	（株）ジェイコム関東
3	イー・モバイル（株）	24	（株）ジェイコム北九州
4	（株）ウィルコム	25	（株）ジェイコムさいたま
5	（株）STNet	26	（株）ジェイコム湘南
6	（株）エヌ・ティ・ティ エムイー	27	（株）ジェイコム千葉
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	28	（株）ジェイコム東京
8	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ	29	（株）ジェイコム福岡
9	（株）エヌ・ティ・ティ ネオメイト	30	（株）ZTV
10	（株）エヌ・ティ・ティ・シー・コミュニケーションズ	31	ソフトバンクテレコム（株）
11	（株）NTTぷらら	32	ソフトバンクBB（株）
12	（株）エネルギー・コミュニケーションズ	33	ソフトバンクモバイル（株）
13	沖縄セルラー電話（株）	34	中部テレコミュニケーション（株）
14	関西マルチメディアサービス（株）	35	土浦ケーブルテレビ（株）
15	九州通信ネットワーク（株）	36	東北インテリジェント通信（株）
16	（株）ケーブルネット神戸芦屋	37	（株）長野県協同電算
17	（株）ケーブルネット下関	38	西日本電信電話（株）
18	KDDI（株）	39	東日本電信電話（株）
19	KMN（株）	40	フュージョン・コミュニケーションズ（株）
20	KVH（株）	41	ベライゾンジャパン合同会社
21	（株）ケイ・オプティコム	42	（株）UCOM

(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

**接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)**

(a) 平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT東日本に係る番号単価 (4.77488383 円/月・番号)

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 4.77488383 円は、平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成21年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= [a] - [b] - [c] - [d] - [e] × [f]

NTT東日本の補てん対象額+案分した支援業務費

10,767,238,196 + 65,096,348 × 10,767,238,196 ÷ 18,039,790,825

..a

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

..b

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..c

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..d

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..e

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

7,965,653,876 + 66,937,895 × 7,965,653,876 ÷ 13,560,815,604

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

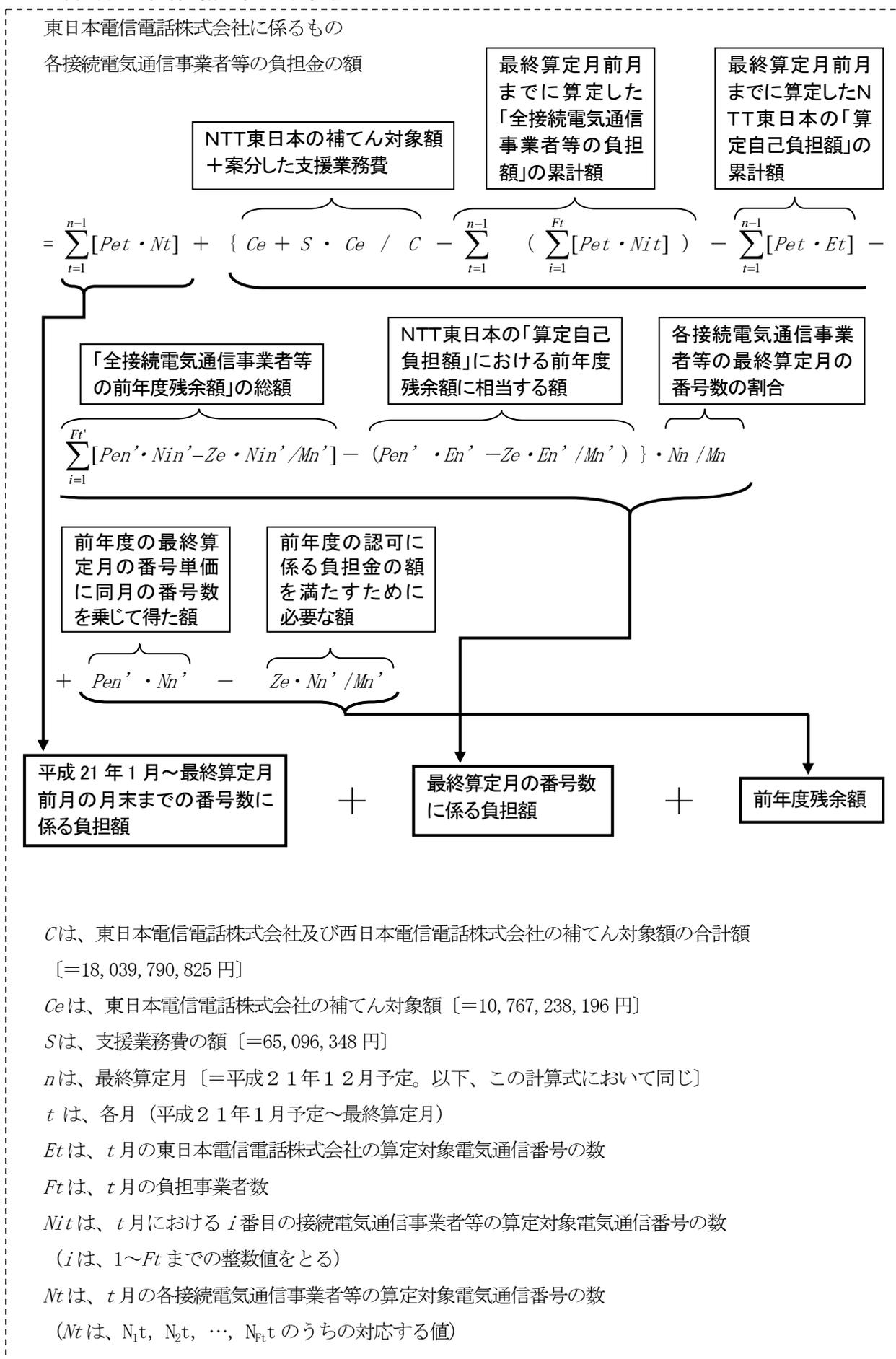
— NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…㊠

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,039,790,825 円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=10,767,238,196 円]

Sは、支援業務費の額 [=65,096,348 円]

nは、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ]

tは、各月 (平成21年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(iは、1～Ftまでの整数値をとる)

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N<sub>1</sub>t, N<sub>2</sub>t, …, N<sub>Ft</sub>tのうちの対応する値)

$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 21 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 21 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.77488383 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔=平成 20 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 20 年 1 月～前年度の最終算定月）

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $Nn'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n'}$  のうちの対応する値）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.52441362 円／月・番号、平成 20 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.53123822 円／月・番号〕

$Pen'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
〔=13,560,815,604 円〕

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,965,653,876 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895 円〕

② NTT西日本に係るもの

$$\text{接続電気通信事業者等の負担金の額} = (a) + (b) + (c)$$

(a) 平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \text{NTT西日本に係る番号単価 (3.22511617円/月・番号)}$$

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 3.22511617円は、平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成21年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \{ \text{㉑} - \text{㉒} - \text{㉓} - \text{㉔} - \text{㉕} \} \times \text{㉖}$$

NTT西日本の補てん対象額+案分した支援業務費

$$7,272,552,629 + 65,096,348 \times 7,272,552,629 \div 18,039,790,825$$

…㉑

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

…㉒

最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT西日本の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

…㉓

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

…㉔

NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

…㉕

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

5,595,161,728 + 66,937,895 × 5,595,161,728 ÷ 13,560,815,604

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

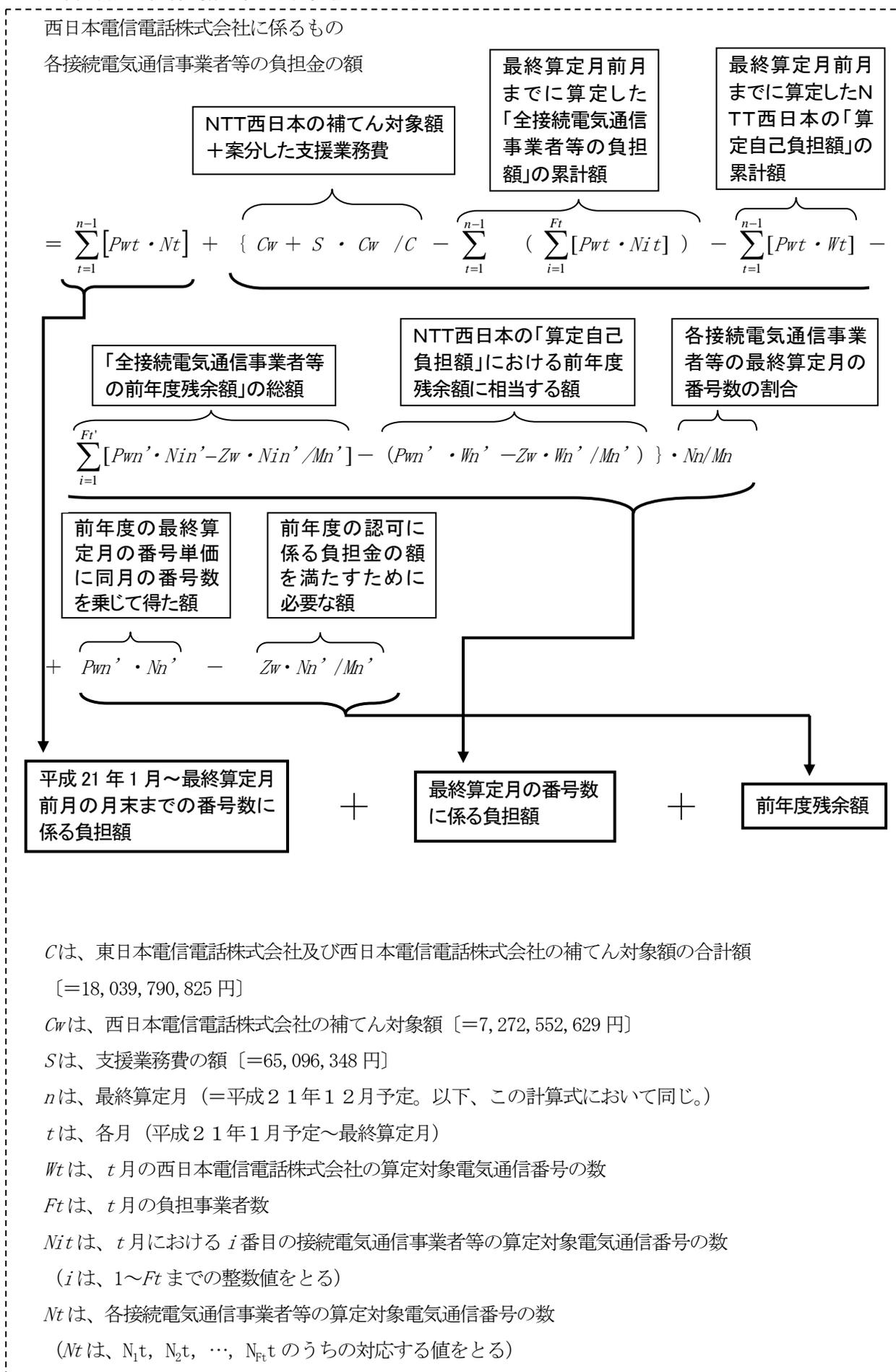
— NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…㊠

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt}$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 21 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 21 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.22511617 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔=平成 20 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 20 年 1 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$N_{it'}$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる）

$N_{in'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる）

$N_n'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_n'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_{t'} n'}$  のうちの対応する値）

$M_{n'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.47558638 円／月・番号、平成 20 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.46876178 円／月・番号〕

$P_{wn'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Z_w$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] \right]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=13,560,815,604 円〕

$C_w'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=5,595,161,728 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895 円〕

### ③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。【算定規則第5条第2項第1号】
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。【算定規則第5条第2項第2号】
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 徴収方法

### (1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

### (2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

### (3) 負担金の納付期限

毎月の負担金の額の通知の日の属する月の25日までとする。

### (4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

### (5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

- ・ 預金額が全額保障される決済性預金口座とする。
- ・ 振込先の限定、振込手続の認証及び口座管理を徹底する。

## IV 交付金の額及び交付方法

### 1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 10,767,238,196 \text{ 円 (NTT東日本の補てん対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

東日本電信電話株式会社に対する  
交付金の額

最終算定月前月までの算定自己負担額

NTT東日本の補てん対象額+案分した支援業務費

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{ C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} ( \sum_{i=1}^{F_t} [Pet \cdot Nit] ) \} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] -$$

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT東日本の最終算定月の番号数の割合

$$\sum_{i=1}^{F_t} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn$$

NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額

---

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

$$- (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

NTT東日本の補てん対象額

-

NTT東日本の算定自己負担額

$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=18,039,790,825円]  
 $C_e$ は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=10,767,238,196円]  
 $S$ は、支援業務費の額 [=65,096,348円]  
 $n$ は、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月（平成21年1月予定～最終算定月）

$Et$ は、 $t$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En$ は、 $n$ 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft$ までの整数値をとる）

$Mn$ は、 $n$ 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$ は、 $t$ 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成21年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.77488383円/月・番号〕

$n'$ は、前年度の最終算定月〔=平成20年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$ は、前年度の各月（平成20年1月～前年度の最終算定月）

$Et'$ は、 $t'$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$ は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Nin'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Mn'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$ は、 $t'$ 月の番号単価〔平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.52441362円/月・番号、平成20年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.53123822円/月・番号〕

$Pen'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$ は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ =Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

$C'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=13,560,815,604円〕

$Ce'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,965,653,876円〕

$S'$ は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

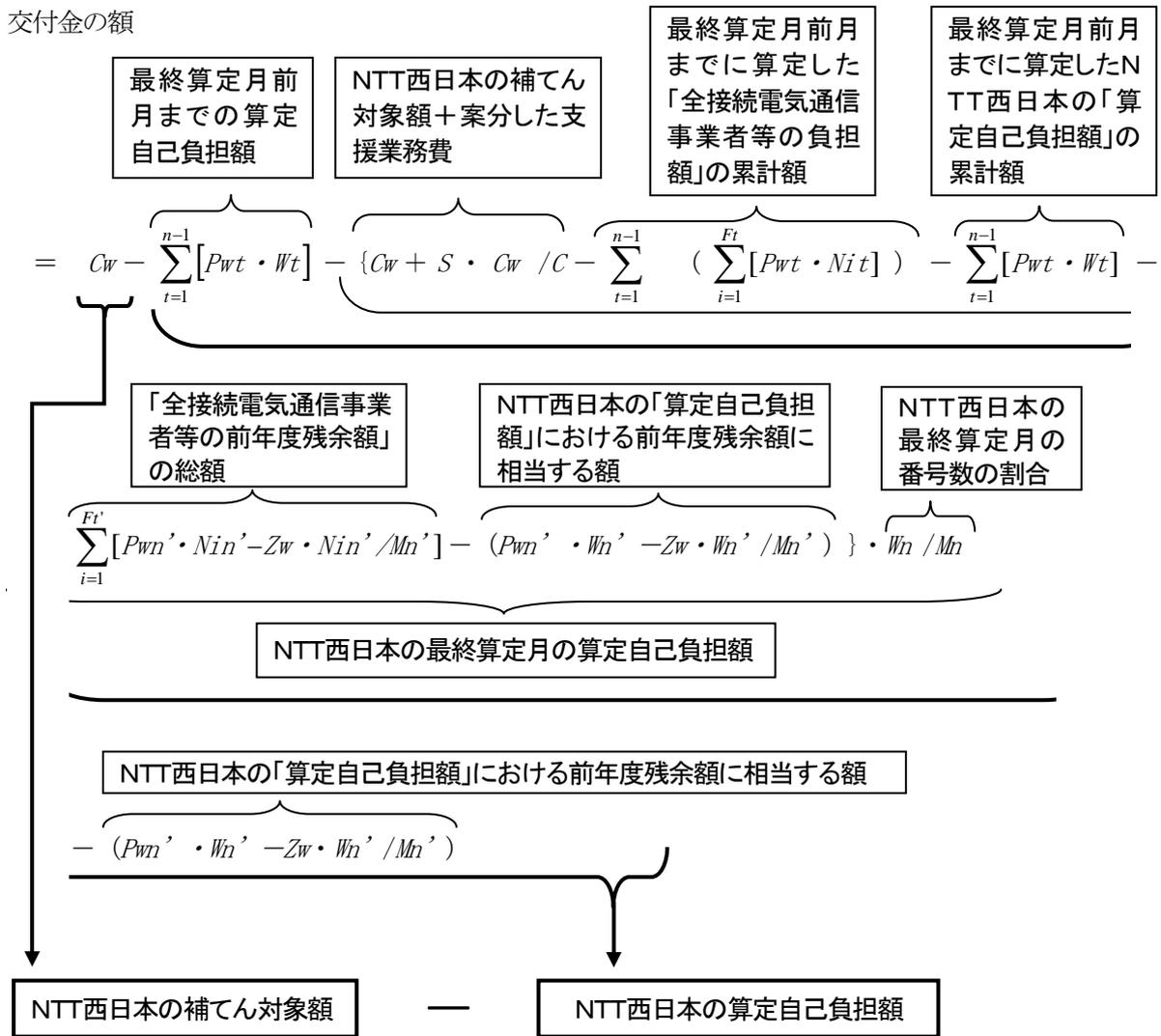
$$= 7,272,552,629 \text{ 円 (NTT西日本の補てん対象額)}$$

$$- \text{NTT西日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,039,790,825円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,272,552,629円]

$S$ は、支援業務費の額 [=65,096,348円]

$n$ は、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月 (平成21年1月予定~最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる)

$Mn$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 21 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 21 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.22511617 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 20 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 20 年 1 月～前年度の最終算定月)

$Wt'$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.47558638 円/月・番号、平成 20 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.46876178 円/月・番号]

$Pwn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Zwt$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] \right]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=13,560,815,604 円]

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=5,595,161,728 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=66,937,895 円]

(3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 交付方法

### (1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

### (2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後（平成22年3月を予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

### (3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成22年4月までに交付終了予定

### (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後（平成22年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援業務費を補てん対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3箇月後（平成22年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{（負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した当該適格電} \\ \text{気通信事業者に係る負担金の総額）} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援業務費を補てん対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」 — 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由（会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定等）が生じた場合、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

## 審 査 結 果

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	結 果	事 由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額は計算式によって示されているが、これは算定規則第 5 条の規定に従って、認可後に確定する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することに起因するためである。</p> <p>当該計算式の内容及び上記電気通信番号数を除く計算式の各項に代入される数値は算定規則第 5 条の規定に照らし妥当なものであり、上記番号数は電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に従って報告されるものであることから、当該計算式及び数値を用いて算出される交付金の額は、算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>また、各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、各補てん対象額を考慮すると平成 19 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回っていると言え、この点からも、申請に係る計算式により算出される各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p>
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して、当該交付金額及び交付時期を通知することとしている。</p> <p>交付金を各適格電気通信事業者に交付する時期については、申請上、当該通知の日の属する月の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行振込によることとしている。</p> <p>以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第 24 条(3)）	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第 27 条の規定に従って、認可後に確定する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定したものであり、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))	適	<p>負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の負担金の額は、平成 21 年 1 月から最終算定月(平成 21 年 12 月予定)までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、申請者は、報告規則第 9 条に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限(翌々月の末日)を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第 27 条第 2 項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月通知することとし、当該負担金の納付期限を毎月負担金額の通知の日の属する月の 25 日までと申請書に記載している。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続きに係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 25 条(3))	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものはないと認められる。

# 参 考 資 料

平成20年9月30日

# 1 平成19年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表(基礎的電気通信役務収支表)について

・平成19年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲718億円、NTT西日本で▲536億円の赤字(東西計で▲1,254億円)となっている。

○平成19年度ユニバーサルサービス収支表(単位:百万円)

NTT東日本			
	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	441,640	510,968	▲69,328
基本料	441,640	510,580	▲68,939
緊急通報	—	388	▲388
第一種公衆電話	1,350	3,862	▲2,512
市内通信	1,348	3,854	▲2,505
離島特例通信	1	6	▲4
緊急通報	—	2	▲2
合計	442,991	514,831	▲71,840
(参考)前年度	481,790	528,464	▲46,673
増減	▲38,799	▲13,632	▲25,167

NTT西日本		
営業収益	営業費用	営業利益
445,852	497,784	▲51,931
445,852	497,310	▲51,457
—	473	▲473
703	2,407	▲1,704
700	2,396	▲1,696
2	8	▲6
—	2	▲2
446,555	500,192	▲53,636
486,376	524,614	▲38,238
▲39,820	▲24,422	▲15,398

## 2 ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

①加入電話・基本料 <補てん対象額の算定方法>  
 加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に係る原価と「全国平均費用+標準偏差の2倍」を基準とする原価の差額<ベンチマーク方式>

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価-収益	(参考) 加入電話回線数 (万回線)	(参考) NTT東西の実際費用
		管理部門	利用部門	計			
NTT東日本	4,407	3,678	1,449	5,128	721	2,048	5,608 (報酬 502を含む)
NTT西日本	4,446	3,788	1,486	5,274	828	2,100	5,408 (報酬 435を含む)
合計	8,853	7,466	2,936	10,402	1,549	4,148	11,016 (報酬 937を含む)
(参考)前年度	9,626	7,453	3,158	10,611	985	4,513	11,321 (報酬 865を含む)
増減	▲774	13	▲222	▲210	564	▲365	▲305 (報酬 72)

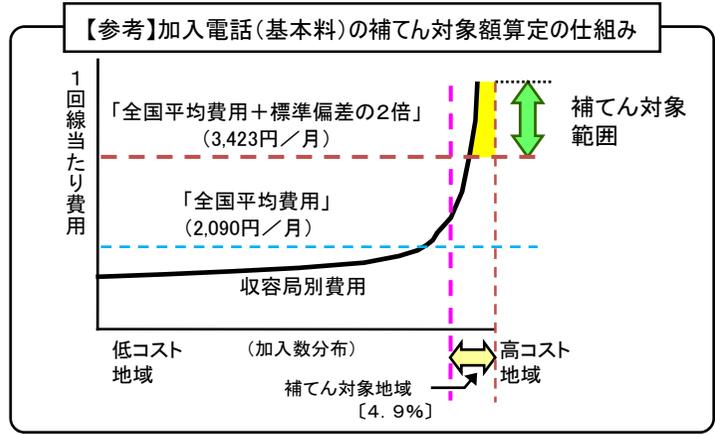
(補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補てん対象地 域の実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価 を下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	44,818	41,488	5,281	8,611	101.0 <2.4%>
NTT西日本	41,374	42,013	5,815	5,176	102.3 <2.5%>
合計	86,192	83,501	11,096	13,787	203.3 <4.9%>

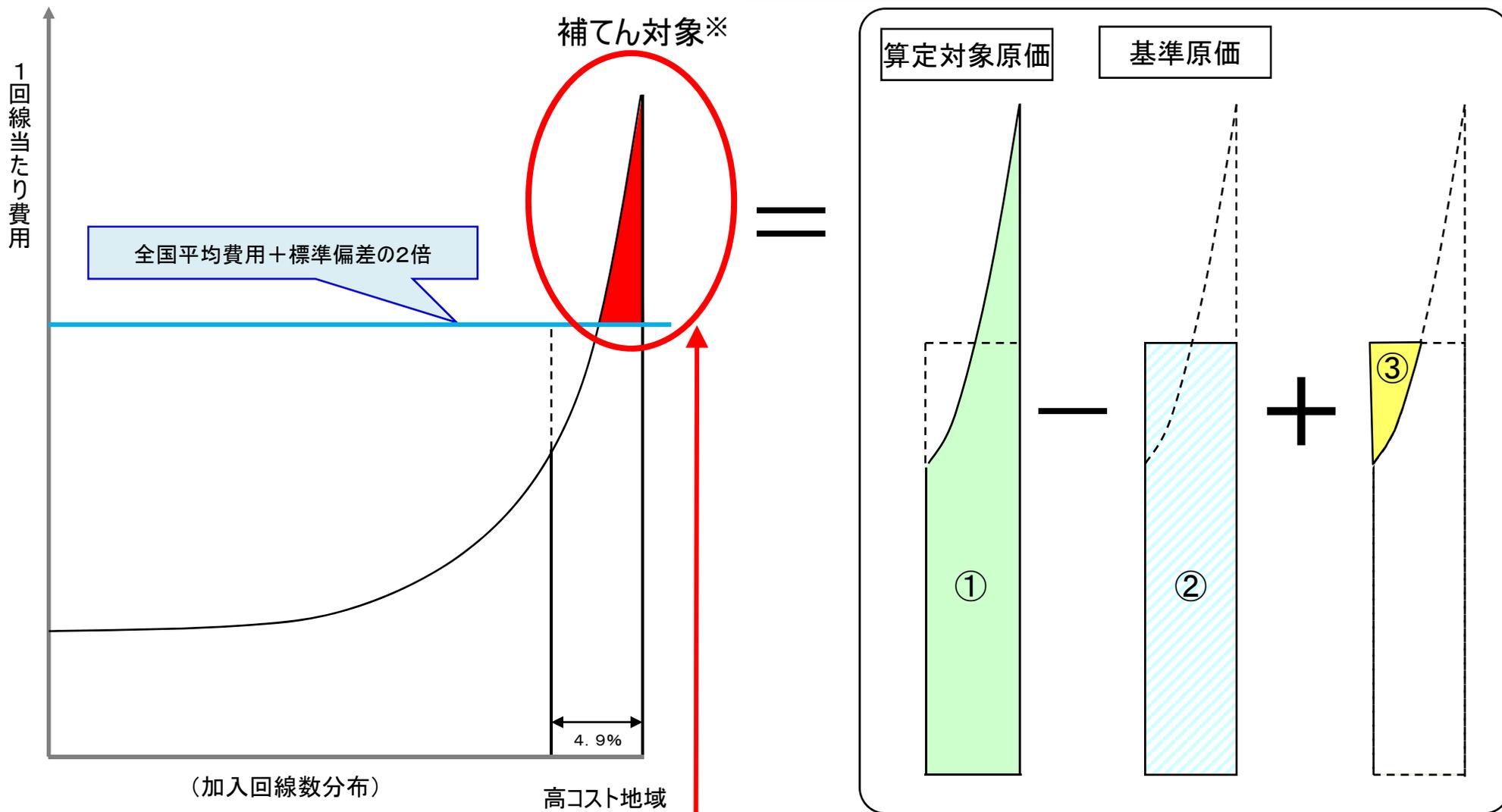
↓

補てん対象額

高コストから順に  
4.9%を抽出



【参考】 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第5条第1項第1号における  
補てん対象額の算定方法のイメージ



※ 第5条第1項第1号改正(読替後)

算定対象原価が基準原価を上回る額(各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、基準単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。)

## ②加入電話・緊急通報

### <補てん対象額の算定方法>

加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益	(参考) 加入者電話回線数 (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	408	1	409	409	2,048
NTT西日本	—	274	1	275	275	2,100
合計	—	683	2	684	684	4,148
(参考)前年度	—	842	3	845	845	4,513
増減	—	▲159	▲1	▲161	▲161	▲365

(参考) NTT東西の実際費用	
484	(報酬 96を含む)
593	(報酬 119を含む)
1,077	(報酬 215を含む)
1,368	(報酬 249を含む)
▲290	(報酬 ▲34)

(補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕)

	補てん対象地域に 相当する原価	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	42	101.0 <2.4%>
NTT西日本	19	102.3 <2.5%>
合計	62	203.3 <4.9%>
(参考)前年度	73	221.1
増減	▲12	▲17.9



補てん対象額

③ 第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>  
「原価－収益」

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益
		管理部門	利用部門	計	
NTT東日本	1,347	3,315	142	3,457	2,110
NTT西日本	700	2,697	72	2,769	2,069
合計	2,047	6,012	214	6,226	4,179
(参考)前年度	2,355	6,323	264	6,587	4,232
増減	▲308	▲311	▲50	▲361	▲53

(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
57,983
50,672
108,655

(参考) NTT東西の実際費用
4,056 (報酬 202を含む)
2,520 (報酬 123を含む)
6,576 (報酬 325を含む)

6,655 (報酬 325を含む)
▲79 (報酬 ▲1)

補てん対象額

④ 第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>  
「原価－収益」

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益
		管理部門	利用部門	計	
NTT東日本	2	5	0	5	3
NTT西日本	3	10	0	10	7
合計	5	14	0	15	10
(参考)前年度	6	16	1	16	10
増減	▲1	▲2	▲0	▲2	▲0

(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
11,740
2,619
14,359

(参考) NTT東西の実際費用
7 (報酬 0.4を含む)
9 (報酬 0.5を含む)
16 (報酬 0.9を含む)

18 (報酬 0.9を含む)
▲2 (報酬 ▲0.1)

補てん対象額

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>  
「原価－収益」

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益
		管理部門	利用部門	計	
NTT東日本	—	1	0	1	1
NTT西日本	—	1	0	1	1
合計	—	2	0	2	2
(参考)前年度	—	2	0	2	2
増減	—	▲0	▲0	▲0	▲0

(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
57,983
50,672
108,655

(参考) NTT東西の実際費用
2 (報酬 0.3を含む)
2 (報酬 0.3を含む)
5 (報酬 0.7を含む)
5 (報酬 0.7を含む)
▲0 (報酬 ▲0.0)

補てん対象額

### 3 補てん対象額と番号単価

・ 補てん対象額に支援業務費を加算した額を、電気通信番号の利用数で除して、更にそれを負担金の徴収予定月数(12箇月)で除すことにより、各事業者が負担する(合算)番号単価を算定。

○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合計
	基本料	緊急通報	市内電話	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	8,611百万円	42百万円	2,110百万円	3百万円	1百万円	10,767百万円
NTT西日本	5,176百万円	19百万円	2,069百万円	7百万円	1百万円	7,273百万円
東西計	13,787百万円	62百万円	4,179百万円	10百万円	2百万円	18,040百万円
(参考)前年度	9,243百万円	73百万円	4,232百万円	10百万円	2百万円	13,561百万円
増減	4,544百万円	▲12百万円	▲53百万円	▲0百万円	▲0百万円	4,479百万円

○支援業務費 (H20予算額) **65百万円** (H19予算額:67百万円)

◎番号単価

(合算)番号単価 =  $\frac{\text{補てん対象額 (18,040百万円)} + \text{支援業務費 (65百万円)}}{\text{固定電話、携帯電話、PHS、IP電話等の稼働電話番号総数 [平成20年6月末時点] (1億8,615万番号)}} \div 12 \text{月} = 8.104863038 \dots \text{円} / \text{月} \cdot \text{番号}$

➡ (合算)番号単価 **8円/月・番号**

うち、東日本分: 4.774883833円  
西日本分: 3.225116167円

<前年度>  
6円/月・番号  
NTT東日本分: 3.52441362円  
NTT西日本分: 2.47558638円

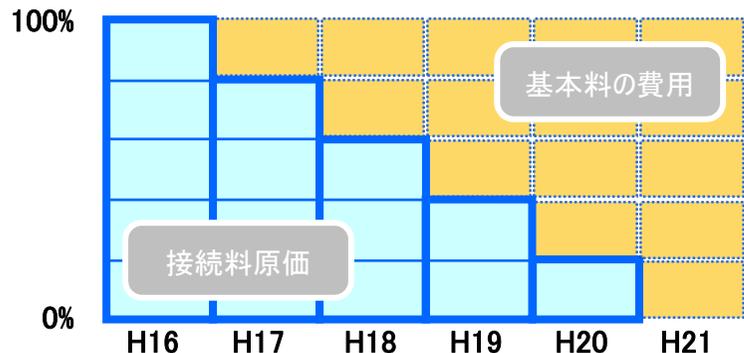
(注)  
・ 東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入  
・ 東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

## 【参考】 NTSコストの付替えについて

平成16年10月の情報通信審議会答申に基づき、平成17年度以降の接続料算定に当たっては、固定電話の需要減による接続料の上昇が通話料の値上げにつながる事態を回避するとともに、NTSコストの付替えによる基本料の費用構造への影響を考慮して、NTSコストを5年間かけて段階的に接続料原価から控除している。

※NTSコスト(Non-Traffic Sensitive Cost)：通信量に依存しない費用(回線数に依存する費用)

### H16答申に基づくNTSコストの付替えテンポ



### 【参考】 NTSコストの内訳 (H18年度認可ベース) (億円)

	加入者交換機能				
	① き線点RT	② 中継伝送路 (き線点RT-GC間)	③ SLIC	その他	
年間費用	3,304	651 (19.7%)	934 (28.3%)	1,546 (46.8%)	173 (5.2%)

(注1) 入力通信量は平成17年実績値。

(注2) 括弧内は加入者交換機能の全費用に占める割合。

(注3) SLIC：Subscriber-Loop-Interface-Circuit (加入者回線インタフェース回路)

### 第3節 平成17年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い

#### (3) 通信量の減少局面におけるNTSコストの扱い

オ)……通信量の減少傾向が継続することが共通の理解となっている現時点においては、発生要因に応じて費用を回収しないことによって顕在化する問題を回避するため、NTSコストを接続料原価から除くことが必要である。その結果、接続料の上昇、通話料の値上げ、通信量の更なる減少という悪循環が生じないようにし、既存の固定電話以外に選択肢がない利用者の負担を急激に増加させないことが重要である。

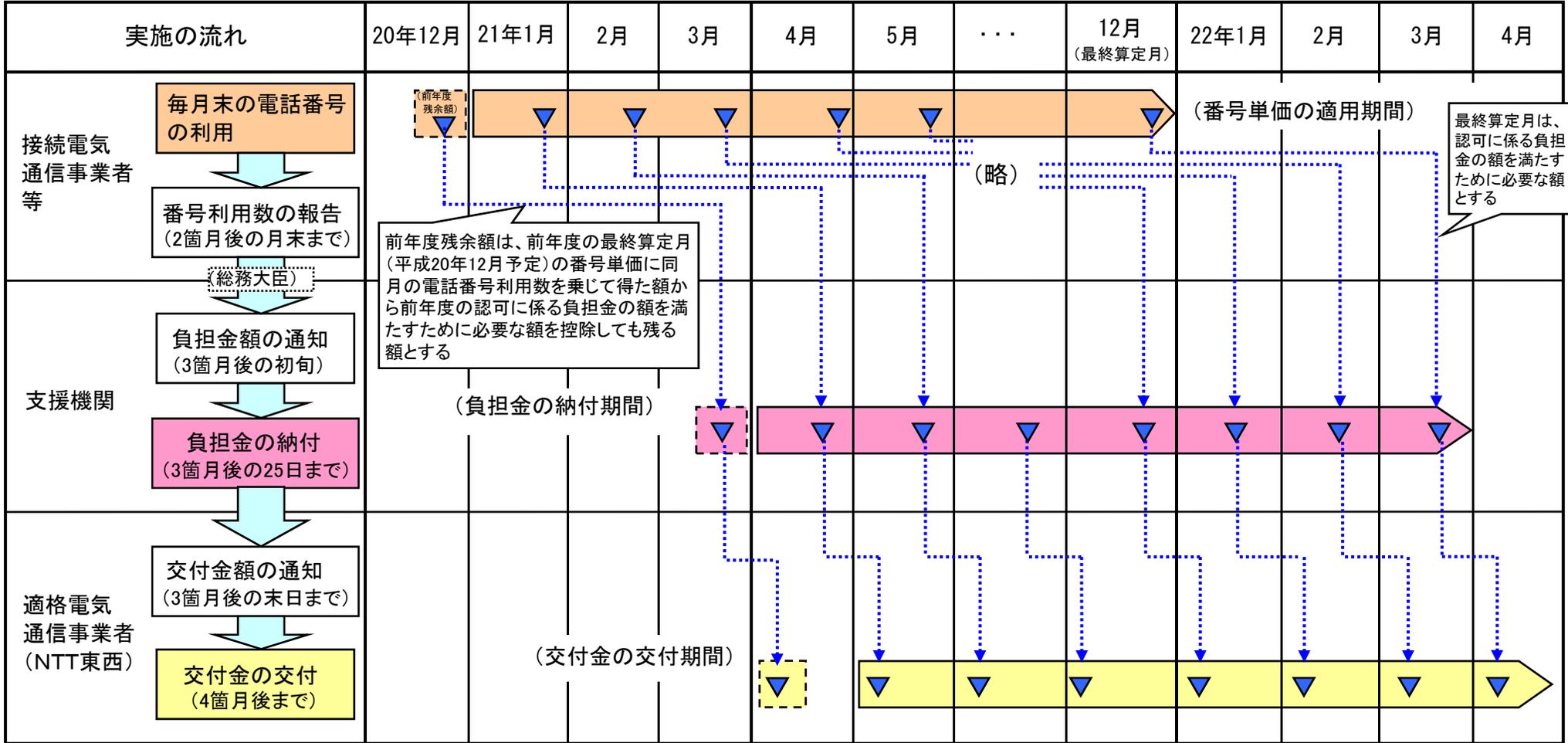
#### (4) NTSコストを除く具体的方法

カ)……今後想定される通信量の減少を踏まえ、接続料が一定程度以上の値上げにならないように、少なくとも通話料の値上げに繋がる水準とならないようにし、かつ、NTT東日本及びNTT西日本の基本料収支に過度の影響を与えないためには、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除き、これを基本料の費用に付替えることが適当である。

【平成16年10月19日 情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(抜粋)】

### 4 毎月の負担金納付・交付金交付の流れ

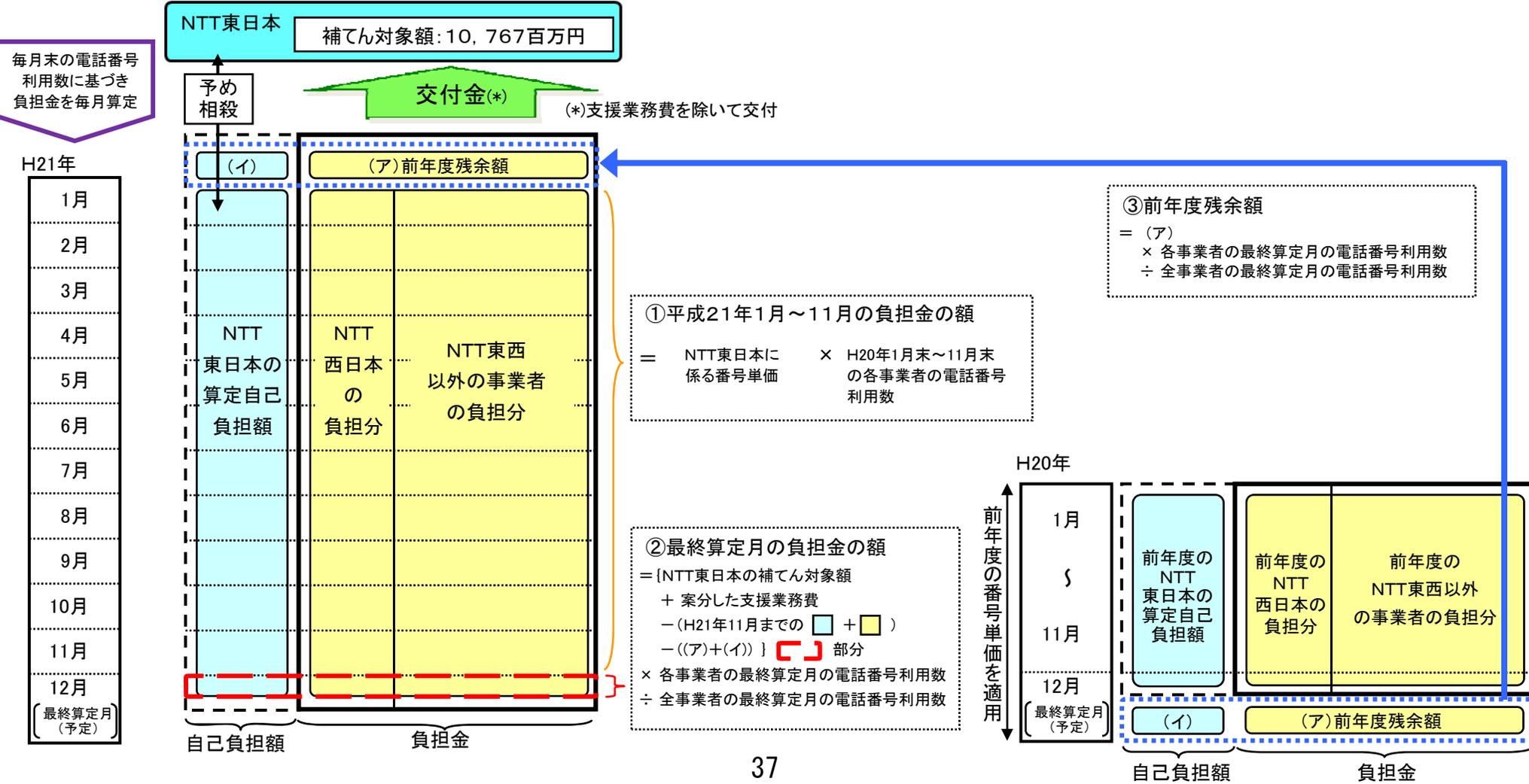
- ・接続電気通信事業者等は、各月末の電話番号利用数に基づき通知された負担金を、3箇月後の25日までに納付する。
- ・支援機関は、納付された負担金に基づき、納付があった月の末日までに適格電気通信事業者（NTT東西）に交付金額を通知し、その翌月までに交付金を交付する。



(注)税金計算上、負担金の損金計上・交付金の益金計上はそれぞれ通知のある平成21年3月～平成22年3月とされている。

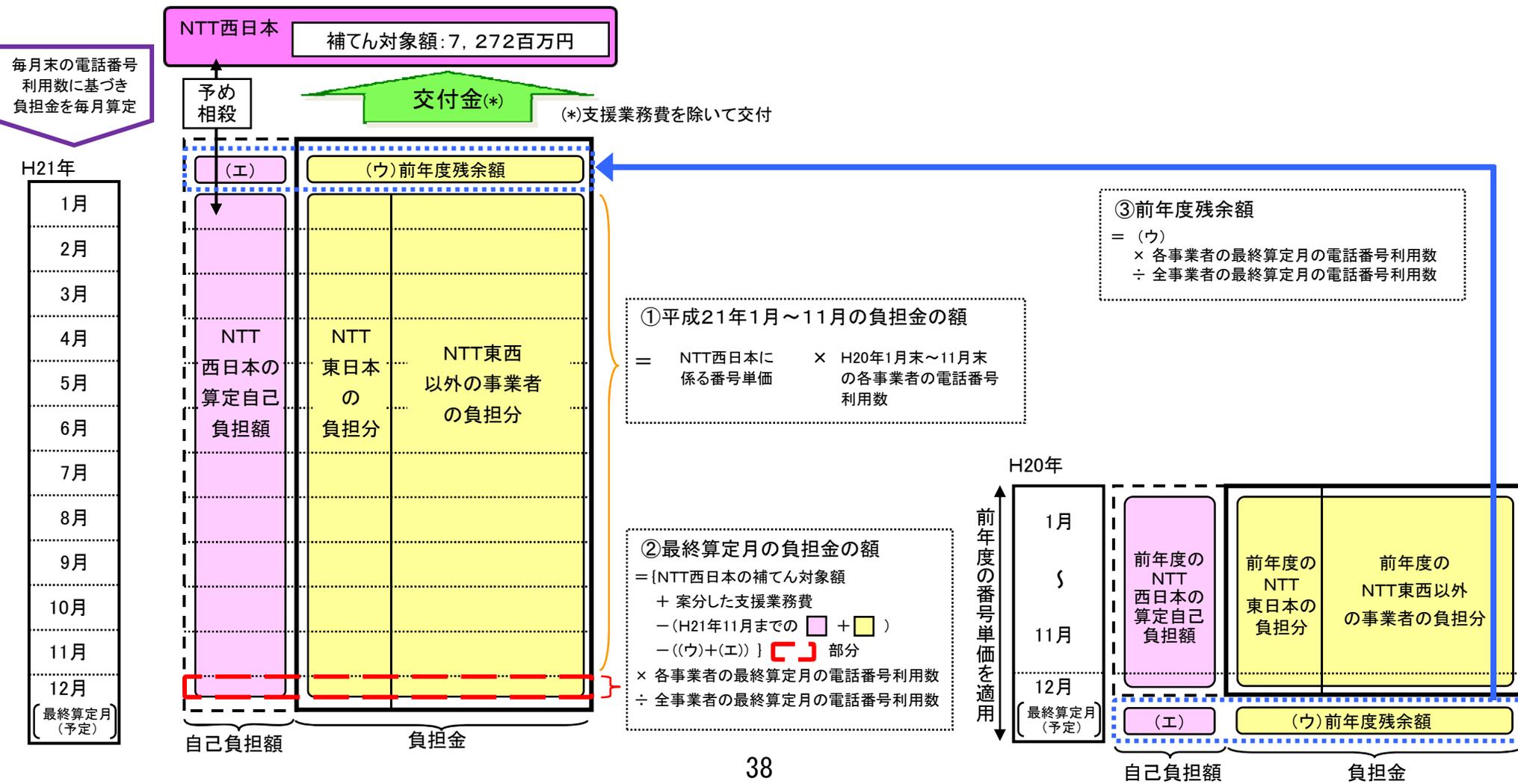
# 5-1 補てん対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT東日本分】

- 各電気通信事業者(補てんを受けるNTT東西自らを含む)は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額(前年度残余額(=(ア)))は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補てん対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT東日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額(=(イ))を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。



# 5-2 補てん対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT西日本分】

- 各電気通信事業者(補てんを受けるNTT東西自らを含む)は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額(前年度残余額(=(ウ)))は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補てん対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT西日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額(=(工))を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。



# 6-1 「交付金の額」の算定について【NTT東日本分】

・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。  
 ・すなわち、NTT東日本の交付金の額 = NTT東日本の補てん対象額(10,767百万円) - NTT東日本の算定自己負担額

毎月末の電話番号  
利用数に基づき  
負担金を毎月算定

H21年

1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
最終算定月(予定)

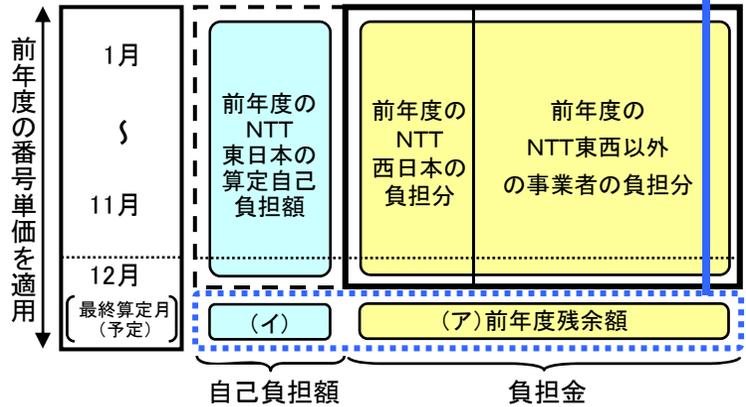
①平成21年1月～11月の算定自己負担額  
 = NTT東日本に係る番号単価 × H20年1月末～11月末のNTT東日本の電話番号利用数

②最終算定月の算定自己負担額  
 = [NTT東日本の補てん対象額 + 案分した支援業務費 - (最終算定月前月までに算定した「全事業者の負担額+算定自己負担額」の累計) - ((ア)+(イ))] 部分  
 × NTT東日本の最終算定月の電話番号利用数  
 ÷ 全事業者の最終算定月の電話番号利用数



③算定自己負担額における前年度残余额に相当する額(=(イ))  
 = NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

H20年



# 6-2 「交付金の額」の算定について【NTT西日本分】

・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。  
 ・すなわち、NTT西日本の交付金の額 = NTT西日本の補てん対象額(7,272百万円) - NTT西日本の算定自己負担額

毎月末の電話番号  
利用数に基づき  
負担金を毎月算定

H21年

1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
最終算定月(予定)

①平成21年1月～11月の算定自己負担額  
 = NTT西日本に係る番号単価 × H20年1月末～11月末のNTT西日本の電話番号利用数

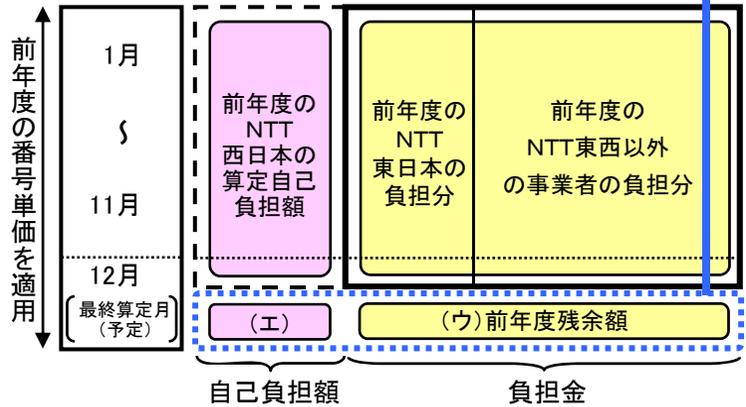
②最終算定月の算定自己負担額  
 = [NTT西日本の補てん対象額 + 案分した支援業務費 - (最終算定月前月までに算定した「全事業者の負担額+算定自己負担額」の累計) - ((ウ)+(エ))] 部分  
 × NTT西日本の最終算定月の電話番号利用数  
 ÷ 全事業者の最終算定月の電話番号利用数



(\*)支援業務費を除いて交付

③算定自己負担額における前年度残余额に相当する額(=(エ))  
 = NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

H20年



【参考】 平成20年度支援業務費の詳細（主な費用の昨年度決算額との比較）

区分	平成20年度予算額	平成19年度決算額	増減等の説明
人件費	23,763千円	22,346千円	前年度決算比 +1,417千円 (派遣社員1名を契約社員に変更したことに伴う福利厚生費等+422千円 他)
物件費等	12,124千円	12,592千円	前年度決算比 ▲468千円 (賃借公益費+952千円、音声等自動応答システム整備費▲2,968千円 他)
(再掲) 諸謝金	3,185千円	3,252千円	前年度決算比 ▲67千円 ○平成20年度予算額の内訳 ・企業倒産、未納対策顧問弁護士 年額960千円(▲300千円) ・監査関係費用等 2,008千円(+233千円) ・支援業務諮問委員会委員謝金 217千円(±0千円)
周知費用	41,424千円	24,388千円	前年度決算比 +17,036千円 ○平成20年度予算額の内訳 ・新聞広告 15,000千円(+1,997千円) - 平成19年度と同様、11月下旬を目途に「半2」サイズにて1回実施。 ・パンフレット作成費 1,000千円(+609千円) - 平成19年度と同様、2万部作成し、各種団体・電気通信事業者等に配布。 ・ホームページ更改、更新、保守管理 1,350千円(+971千円) ・コールセンター 20,424千円(+9,809千円) - 番号単価改定後の問い合わせの増加が予測されることから、受付体制を拡大。 ・インターネット広告 2,000千円(+2,000千円) - より一層の周知を図るため、新規に計上。 ・地方説明会等 1,650千円(+1,650千円) - より一層の周知を図るため、新規に計上。
予備費	3,000千円	—	前年度決算比 +3,000千円 ※不測の事態に備えるため、新規に計上

支援業務費総額	80,311千円	59,326千円
---------	----------	----------